

日本赤十字社愛知県支部と愛知大学との連携に関する包括協定

日本赤十字社愛知県支部(以下「甲」という。)と愛知大学(以下「乙」という。)は、相互の連携に関して、次のとおり包括的な協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携の下、少子高齢化社会の進展など社会環境が大きく変化する中で多様化する地域課題に対応していくため、相互に協力し、地域の健康・安全な生活及び地域コミュニティの活性化等に寄与することを目的とする。

(連携内容)

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的を達成するため、次の事項について連携し、協力して取り組むものとする。

- (1)子ども・子育て世代の支援に関すること
- (2)高齢者の健康生活支援に関すること
- (3)多文化共生の実現に向けた事業の推進に関すること
- (4)防災・減災に関すること
- (5)その他、甲乙が必要と認める事項に関すること

2 甲及び乙は、前項において連携して取り組むことで合意した事項について、その具体的な推進方法や役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。

(費用の負担)

第3条 本協定に係る連携業務執行に費用が生じた場合、その費用負担について甲乙間において別途協議するものとする。

(連絡調整窓口)

第4条 甲及び乙は、第2条に定める連携協力事項を円滑かつ効果的に進めるため、甲乙の双方に窓口を設置し、意見交換及び必要な連絡調整を行う。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく連携を通じて知り得た事項については、公知若しくは公用のもの又は法令により開示することを義務付けられているものを除き、本協定の有効期間に関わらず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期

間満了の日の1か月前までに、甲乙のいずれからも解除の申し出がない場合は、本協定の有効期間を1年間自動更新するものとし、その後も同様とする。

(協議事項)

第7条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、誠意をもって処理するものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年 7月 7日

甲 愛知県名古屋市東区白壁1-50

日本赤十字社愛知県支部

支部長 大村 秀章



乙 愛知県豊橋市町畑町 1-1

愛知大学

学長 広瀬 裕樹

